

議案第 35 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

（1）土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 602 番の一部

地目 山林

地積 2,136.69 平方メートル

（2）土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 605 番の一部

地目 山林

地積 238.24 平方メートル

（3）土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 606 番の一部

地目 山林

地積 840.73 平方メートル

(4) 土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 608番の一部

地目 山林

地積 20.86平方メートル

(5) 土地

所在 佐倉市飯野字三角

地番 616番の一部

地目 畑

地積 1,814.91平方メートル

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

25,414,470円

4 取得に係る相手方

●●●●●●●●●●

● ● ● ●

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五

飯野Ⅱ－31号線用地取得事業 位置図

